

県管理の1級及び2級河川、海岸等の危険度を下記のとおり定めています。

| 区分番号 | 種別 | 重要性 | | | 選定理由 (例示) |
|------|------|--|--|--|---|
| | | A 水防上最も重要な区間 | B 次に重要な区間 | C やや危険な区間 | |
| 1 | 堤防高 | 計画高水流量に対して計画堤防余裕高が1/5以下の場合であり計画高水流量を疎通せしめるには最も危険な箇所。 | 計画高水流量に対して計画堤防余裕高が1/5~1/2の場合であり計画高水流量を疎通せしめるには危険な箇所。 | 計画高水流量に対して計画堤防余裕高が1/2以上であり計画堤防余裕高より低い箇所。 | ・堤防高不足 |
| 2 | 堤防断面 | 一連の堤防のうち計画堤防断面に対して特に断面が狭小である箇所。または、天端幅が狭い箇所。(堤防断面積あるいは天端幅が計画の1/2以下の区間)。パラペットが設置されており、その高さが30cm以上の箇所。 | 一連の堤防のうち計画堤防断面に対して断面が狭小である箇所。または、天端幅が狭い箇所。(堤防断面積あるいは天端幅が計画の2/3以下の区間)。パラペットが設置されており、その高さが30cm未満の箇所。 | | ・堤防断面不足 ・天端幅不足 ・パラペット |
| 3 | 堤防強度 | 堤体あるいは基礎地盤の土質が軟弱で法面が急勾配である箇所。法面の急勾配等により、法面崩壊、すべり、沈下等の実績がある箇所。水衝箇所の新堤で完成後3年以下で安全面に不安が感じられる箇所。 | 堤体あるいは基礎地盤の土質が軟弱である箇所。土質等により、法面崩壊、すべり、沈下等が予想される箇所。新堤で完成後3年以下で安全面に不安が感じられる箇所。 | | ・堤体土質軟弱 ・基礎地盤軟弱 ・法面不良 ・水衝部の新堤防 ・新堤防 |
| 4 | 漏水 | 堤体あるいは基礎地盤より漏水の実績があるもの又はその恐れが十分ある箇所。 | 堤体あるいは基礎地盤より漏水の実績があり、これに対して応急措置が講じられた箇所。 | 漏水等の不安が考えられる箇所。 | ・漏水実績、おそれ |
| 5 | 水衝 | 水衝部において、低水護岸等が度々破損され、あるいは破堤、破堤寸前程度までの実績があるもの。 | 水衝部において、低水護岸や高水護岸があるが完全とは考えられない箇所あるいは護岸等が古くなって効用が著しく減じている箇所。 | | ・水衝部破堤実績 ・水衝部低水護岸破損 ・水衝部護岸老朽 |
| 6 | 洗掘 | 堤防と接近している河岸が洗掘されているところで、堤脚護岸の根固めが現在洗われており危険が予想される箇所。又、橋台取付部やその他の工作物の突出による堤体の洗掘についても考慮する。なお波浪による河岸決壊により危険に瀕した実績あるものを含む。 | 低水路の河岸が洗掘されているか河床の洗掘の著しい箇所。堤脚護岸の根固め水制等が一部破損しており危険の生ずることが予想される箇所。 | | ・河岸洗掘 ・河床洗掘 ・河岸波浪 |
| 7 | 工事施工 | 国債工事等でやむなく出水期間中も樋門、樋管等の工作物を施工中のもので堤防を横断して開削している箇所その他工事施工に伴い一時的ではあるが危険が予想される場合。 | 樋管、橋台等施工箇所で堤防護岸が未施工の箇所。 | | ・工事中 |
| 8 | 工作物 | 取水堰、樋門、樋管等の堤防横断工作物で設置時期が古く、不等沈下、漏水等により不慮の事故が予想される箇所。工作物等により疎通能力が不足する箇所。陸閘が設置されている箇所。 | 取水堰、樋門、樋管等工作物の護岸等の補強措置が未施工の箇所。 | | ・工作物老朽 ・疎通能力不足 ・陸閘 ・補強措置未施工 |